

5.4 IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(企業結合会計)

	日本基準	IFRS
取得法(パーチエス法)の会計処理	<p>①企業結合の原価を公正価値にて測定</p> <p>②企業結合の原価を、取得した識別可能資産・負債・偶発負債に対し、公正価値を基に配分</p> <p>③②の残額をのれんとして認識する</p>	<p>①取得日時点で移転された対価に、<u>非支配持分の金額を加え、さらに従前から保有していた被取得企業に対する持分の取得日時点の公正価値を加えたもの。</u></p> <p>②取得した識別可能な資産及び引き受けた識別可能な負債の取得日時点における純額。</p> <p>① > ②の場合、差額はのれん。</p> <p>① < ②の場合、差額は負ののれん (bargain purchase gain)</p>
のれんの償却	原則として20年以内に償却しなければならない。	規則的な償却は実施しない。毎期、減損テストの対象となる。
被買収企業の取得後のリストラに関する引当金	一定の要件を満たす場合に計上を認め(特定負債)、5年以内に取り崩し。	IAS37号(引当金)に基づき被買収企業で既に計上されていない限り、計上を認めない。